日本・メキシコ経済連携協定の再協議に関するアンケート (2009 年 5 月) 結果概要

I. 意見・要望の件数

1.	物品貿易の自由化促進				
	(1)	関税撤廃の拡大	4件		
	(2)	MFN税率との逆転現象への対応	2件		
	(3)	無税輸出枠の拡大	1件		
	(4)	豚肉輸入の拡大	1件		
2.	利便性の高い原産地証明制度の導入				
	(1)	認定輸出者自己証明制度の導入	4件		
	(2)	原産地規則の緩和	3件		
	(3)	原産地証明のタイミングの改善	2件		
	(4)	HS2007 への速やかな移行	1件		
	(5)	原産地証明申請者の自由化	1件		
	(6)	原産地証明の申請単位の拡大	1件		
	(7)	原産地証明書の手続き等の統一	1件		
	(8)	ステンレス製品に関する原産地規則の変更	1件		
3.	政府調達への新基準の導入				
	(1)	ライフサイクルコストによる価格判定の導入	1件		
	(2)	NAFTA規定の見直し検討	1件		
4.	投	資・ビジネス環境の改善			
	(1)	知的財産権保護の強化	5件		
	(2)	通関の改善	2件		
	(3)	治安の改善	2件		
	(4)	公共輸送インフラ整備	2件		
	(5)	トラック運送コストの削減	1件		
	(6)	空港サービスの改善	1件		
	(7)	エネルギー価格の調整	1件		
	(8)	安全規格の見直しと他国認証の承認制度の導入	1件		
	(9)	電子機器の認証試験の国際相互認証の早期導入	1件		
	(10)	連邦通信委員会の通信機器同等化認証手続きの迅速と簡素化	1件		
5.	そ	の他			
	(1)	外貨建て負債の評価除外	1件		
	(2)	韓国メキシコ戦略的経済補完協定のフォロー	1件		

Ⅱ.個別の意見・要望

No 意見・要望

1. 物品貿易の自由化促進

01 関税撤廃の拡大

・ 段階的関税撤廃の対象である二輪車部品、四輪車部品、汎用製品(ウォーターポンプ、発電機)のステージングを見直し、撤廃日程を早めてほしい。

02 関税撤廃の拡大

- 以下の<u>関税の撤廃もしくは撤廃スケジュール(10 年均等)の前倒しを</u>要望する。
 - ① プリントメディア (光沢プリント用紙 (48169099、48239099)、透明感熱フィルム (37024199、39209999)) (現状 10%の関税)
 - ② テレビ会議システムのソフトウェア (94129500) (現状 20%の関税)
 - ③ パソコンのACアダプター(85044099)(現状15%の関税)

03 関税撤廃の拡大

- ・ 8402.19.01 のボイラーについては500MW以上の出力に限定して免税処置が受けられることになっている。単体で500MW以上の出力を持つボイラーは、現在施工中の電力庁パシフィコ発電所プロジェクト向けがメキシコ初であり、EPAの恩恵が限定される。今後500MW以上の大型案件が続く保証はなく、350MWの中型クラスが主体となる可能性もある。出力下限を撤廃するか、300MW以上等へ条件を下げてほしい。
- ・ 過去に当社が納入した<u>ボイラーのリハビリ (更新) 工事</u>を受注した場合、損傷した部材・コンポーネントの輸出となるため、上記の8402.19.01のボイラーではなくパーツ向けコードの8402.90.01が適用される。当該コードの日墨EPAによる税率は現状 6.5%であり、既に免税となっている米国、欧州勢より不利となる。<u>早期低減をお願いし</u>たい。
- ・ <u>8404.20.01 の蒸気用復水器</u>の通常関税は現状 5%であり、日墨EPAの 9%よりも低く、日墨EPAを適用する理由がない。さらに 5%でも機器代が高いため、高額な関税が生じる。一方、メキシコ国内で復水器を製作できるメーカーが限られており、かつメキシコ国営石油会社 (PEMEX)向けなどで忙しい上、非常に高値であるなど、採用しづらい環境にある。早く免税としてほしい。

04 関税撤廃の拡大

・ わが国の輸入関税において、キハダマグロはすでに無税であるが、クロマグロは 3.5%が賦課されている。クロマグロについても無税としてほしい。また、特恵対象のイワシの輸入関税については、現行の 8%から 3.5%程度に下げることが望ましい。

05 MFN税率との逆転現象への対応

- ・ 鉄鋼分野においても既に逆転現象が発生しているものの、日本からの 鉄鋼製品の多くは用途別免税制度を利用して無税で輸入されているこ とから、逆転現象によりデメリットが生じている具体的な事例は少な いものと思われる。
- ・ 一般論として、<u>逆転現象が発生している場合に、EPA税率をMFN</u> 税率と同じ率まで下げるだけでは、EPAの利用はまったく進まない

No 意見·要望

(原産地証明書取得手続分が不利となる) ことから、例えば、以下の①、②のように、EPAを利用することによりメリットが生じるよう協定を改訂する必要がある。

- ① 「MFN税率が下がる都度、EPA税率のベースレートを改訂し、 譲許表を再発行する」という文言を追加。
- ② 譲許表の記載を、例えば、
 - ◆ MFNが1%未満の場合、EPA税率は0%とする。
 - ♦ MFNが1%以上の場合、EPA税率は「MFN-1%」と「ス テージング税率」の低いほうとする。 という表現とする。
- ・ また、メキシコ側との交渉ではなく、日本側のみで達成できる内容であり、かつ、すべてのEPAに共通する課題であるが、利用者が情報不足によりMFN税率よりも高いEPA税率を利用するため、コストと労力をかけて原産地証明書を取得するようなことがないよう、<u>政府においてEPA税率とMFN税率を容易に比較できるデータベースを</u>整備し、一般に公開することが重要と思われる。

06 MFN税率との逆転現象への対応

(税率逆転現象の例)

商品	墨関税コード	MFN	日墨EPA	
リチウム電池	85065001	0%	9.0%	
ジューサー	85094002	0%	15.0%	
ミキサー	85094003	0%	15.0%	
コーヒーメーカー	85167101	0%	15.0%	
トースター	85167201	0%	15.0%	

・ MFNと逆転現象が起こる時、自動的にEPA税率も矛盾なく調整されるような仕組みがあって然るべきである。

07 無税輸出枠の拡大

- ・ EPA締結後も、日本からメキシコに無税で輸出できる完成車の台数 <u>は未だ制限</u>されており、メキシコ国内で生産せず、日本からの輸出の みを行う自動車メーカーに対して振り分けられる無税枠が不足している状況にある。
- ・ 両国間のさらなる貿易投資促進のためにも、無税枠の拡大を求めたい。

08 豚肉輸入の拡大

- ・ <u>豚肉調製品、豚生(2類、16類)</u>の差額関税対象品目にも一層の特恵がないと、他の日本周辺アジア諸国より有利性が出ない。
- ・ ただでさえ距離がある不利な状況であり、現在、豚肉調整品で日本に 輸出している数量は少ないと思うが、有利性が出てくれば現地で原料 から加工まで行い、輸出する用意がある。

2. 利便性の高い原産地証明制度の導入

09 認定輸出者自己証明制度の導入

- ・ メキシコが自己証明制度に積極的ではないことは了解しているが、原産地証明書の諸手続きが簡素化されることが望まれる。<u>認証輸出者による自己証明制度が導入されれば、一定の効果が期待される。</u>
- ・ 一方、導入の際には認証輸出者の責任範囲がどこまでかを明確にしていた だき、利用企業にとって過剰な責任負担が生じないような枠組みを設け ていただく必要がある。

10 認定輸出者自己証明制度の導入

・輸出者自身による原産地証明書の発行は、現在の日本商工会議所発行 の原産地証明書を取得するためのコストを削減するとともに、原産地 証明書発行のための所要日数を短縮できるメリットがあることから、 日スイスEPAと同様、第三者証明制度と並立する前提での認定輸出 者自己証明制度導入を要望する。

11 認定輸出者自己証明制度の導入

- ・ これまで日本が結んできたEPAは第三者証明制度を採用しており、 サプライヤーが輸出者に対して、納入品の原価などを開示しなければ ならず、原価情報開示に対する抵抗と工数が大きい。
- ・ 日スイスEPAでは、この従来の第三者証明制度に加え、新たに認定輸出者制度が導入される。認定輸出者制度は、政府が優良輸出者と認定した企業が、独自に原産地の判定から証明までを行うことができるため、コスト、工数、時間がかからない。また、サプライヤーは輸出者に対して宣誓書を出せば、原価などを開示する必要がなくなる。
- ・ 日墨EPAについても、<u>従来の第三者制度と、認定輸出者制度の選択</u> 性の導入を要望する。

12 | 認定輸出者自己認定制度の導入

・ 原産地証明制度において、従来の第三者証明制度に追加して、<u>自己証</u>明制度の導入の検討を要望する。

13 原産地規則の緩和

- ・ 日墨EPAにおいて、自動車関連の原産地規則(日本の原産品であることを判定する基準)は付加価値基準と関税番号変更基準の両方を満たす必要がある。日本が結んでいるEPAでは、付加価値基準か関税番号変更基準のどちらかを満たせば良いものがほとんどであり、両方を満たさねばならない日墨EPAは工数、コストがかかる。このAND条件の廃止を要望する。
- ・ さらに、付加価値基準の閾値(FOB(輸出時の本船渡し価格)の日本原産率)は60%となっている。他のEPAでは、40%のものがほとんどである。40%が日本原産であることを証明するより、60%が日本原産であることを証明するようが、工数、コストがかかる。閾値引下げを要望する。

14 原産地規則の緩和

- ・ 部品メーカーの日墨EPA活用は現段階では少ないものの、現在の経済情勢を鑑みると、メキシコに限らずEPAの活用は今後増えると考えられる。
- ・ その点から、今後活用しやすくすることを目的として、日本の部品メーカーが多数進出しており、活用も広がりつつあるアセアン各国との EPAの原産地規則で採用されている「CTSHまたは付加価値基準

40%」と整合性のある内容に見直していただきたい。

*CTSH (Change in Tariff Sub-Heading):関税番号変更基準のうち最も容易に原産資格が得られる方法。

15 原産地証明制度の緩和

- ・ 弊社は、国内メーカーから原材料を調達し、製品を製造している。
- ・ その際、使用原料が日本原産材料であることを証明するため、調達先 メーカーから原産品証明書を取得しているが、この<u>原産品証明書を取</u> 得せずに原産品であることにできる考え方を設定していただきたい。
- ・ 製品とその原材料の関税番号に変更がある場合は、自動的に原産品と みなすとか、形状の変化など何らかの条件をみなす場合、その原材料 は原産品とみなすなどとしてほしい。

16 原産地証明のタイミングの改善

- (1)メキシコ政府への要望
- ①メキシコFTA書類発行について

貨物がメキシコを出船した後、約一週間後にパッカーから書類が発送されるため、その書類の到着が下記のようなタイミングとなる場合、また連休を挟む場合、特恵関税の適用申請に時間がかかり、間に合わないことがある。申請、発行、送付の期間と航海日数(14日程度)を考慮し、もう少し早い発行をお願いしたい。

②年度末書類発行について

FTA書類の使用期限は年度で区切られている(毎年 3 月末まで)。そのため、4 月になると新しい使用期限のFTA書類が必要となるが、メキシコ政府は3月中には次年度通関用の書類を発行せず、4 月に入ってから発行されるため、4 月上旬入船(通関)分には書類が間に合わなくない。<u>次</u>年度のFTA書類の分まで3月中に発行し、4月初旬の通関分にも支障が出ないようにお願いしたい(チリは3月中に次年度分も発行する)。

- (2) 日本政府への要望
- ①農林水産省からの書類発行タイミングについて

基本的には、FTA書類(割当証明書)を提出、申請した後、中3営業日で書類が発行されるが、提出が切が週2回であるため、書類到着を数日待たなければいけない場合もある。書類到着後すぐに申請に移りたく、曜日に関係なく、書類の受理+中3営業日で発行してほしい。

Γ	日	月	火	水	木	金	土
		FTA提出 16:00ま で			FTA提出 16:00まで	10:30発行	
		FTA提出 16:00ま		10:30発行	FTA提出 16:00まで	10:30発行	
ŀ				·			
		祝日	FTA提出 16:00ま で		10:30発行		
Ĺ							
		10:30発行					

現在は上記のように赤線と青線の2種類の書類発行となっております。 祝日がある場合は緑線とピンク線のようにそれぞれ1日発行が遅れます。

17 原産地証明のタイミングの改善

- ・ 毎年3月31日で1年の区切りとなるが、発行日ベースではなく受付日ベースとなるため、(通関日)3月15日を過ぎての輸出は、日墨枠証明書を4月に入ってから申請することになってしまう。
- ・ しかし、4月は年度始めのため、まず割当を申請し、枠の回答を入手後、 証明書の申請となるため、約1ヶ月の空白期間が生じる。
- ・ その間、通関がストップしてしまうので、<u>証明書は発行日ベースとするか、3月から次年度の枠申請受付を開始するなど、空白期間をなくす対策を立てていただきたい。新年度の枠申請後承認がおりるまでの期間が長すぎる</u>。特に今年はイースターの休日の関係で枠承認が4月13日となり、その後証明書を申請することとなったため、日本での通関に支障をきたした。

18 HS2007への速やかな移行

・ 規則整備において個別品目規則が複雑にならないよう要望する。

19 原産地証明申請者の自由化

・ <u>原産地判定は輸出者または製作者に限定</u>されており、商社が輸出者となる案件において、パートナーから購入した装置、部品の原産品判定ができないケースがある。日墨EPAを熟知しているパートナーは少なく、制度の主旨、登録、申請手順などを都度説明することが困難である。輸出者となる商社へ代行を依頼しているが、<u>誰でも申請できる</u>ようにしてほしい。

20 原産地証明の申請単位の拡大

- ・ 現状の申請方法は、<u>1 品に対し、1 つの原産地証明書を取得する方法</u>である。当社はプラント輸出を行っており、そのアフターサービスを行う際には、その都度消耗部品の輸出があるため、<u>点数が非常に多くなり、莫大な手間とコストがかかる</u>。
- EPC (Engineering, Procurement and Construction) 案件では、プラント単位での申請が可能であるが、アフターサービスにおける消耗品輸出では適用不可と認識している。<u>アフターサービスもプロジェク</u>

ト単位で対応可能としてほしい。

- *EPC: 最終納入先において製品を搬入、設置し、溶接や接続などで組み合わせ、確認試験を繰返しながら客先へプラントを引渡すため、低価格、短納期、 高品質が期待できる。
- 現状では輸出者の負担ばかりが重く、輸入者にも何かしらの対応をしてもらえるようになることを望む。

21 原産地証明書の手続き等の統一

・ 今後、日本が締結するEPA原産地規則(申請方式を含めて)が可能な限り統一されることを要望する。

22 ステンレス製品に関する原産地規則の変更

既に日本政府へ要請済の内容であり、メキシコ側から交渉材料に使われることなく、早期に変更されることを期待している。

3. 政府調達への新基準の導入

23 ライフサイクルコストによる価格判定の導入

・ 政府調達案件においては、要求スペックを満たしていれば価格の安い見積りが採用される仕組みになっているが、今後、案件によっては設備の省エネ性能など<u>ライフサイクルコストを含めた詳細基準の導入により、より</u>クリーンな調達の導入をお願いしたい。

24 NAFTA 規定の見直し検討

- ・ 政府調達においてはNAFTA規定に従い、国産率(上限 25%)が設定されるが、10年前と比べ、納期、品質を守ってモノを製作できるメーカーがメキシコ国内で激減しているため、条件の達成が年々困難になってきている。この結果、メキシコ政府も高い金額で質の悪い買い物をすることとなる。現調メーカーの納入遅延により完工が遅れ、納期遅延による遅延損害金のリスクを抱える原因となる。条件の緩和をお願いしたい。
- ・ 最近の政府調達では土木や据付工事など、工事に関わる費用を<u>国産率の集計対象</u>から外し、製造物に限定する条件が付帯している。工事を 国産率の集計から外すならば、達成必要額も工事を除いた金額ベースと してほしい。現状は工事を含んだ契約額総額の○%と規定されており、 ハードルが高い。

4. 投資・ビジネス環境の改善

25 | 知的財産権保護の強化

・ 模造品を容認する雰囲気・環境が問題である。模造品を価格が安けれ ばよいという安易な考え方で受け入れことなく、法的観点から判断す る社会基盤の早期整備を望む。

26 知的財産権保護の強化

- ・ 現在の法体系では、知的財産権を侵害された企業からの告訴がないと 摘発できない。
- ・ 一方、被害企業は報復を恐れ、実際に告訴できないのが現状であり、<u>国</u> として知的財産権の侵害を執行する制度を導入する必要がある。

27 知的財産権保護の強化

- ・ ビジネス環境整備委員会を通じた要望への取り組みに感謝している が、解決には長期的な取り組みが必要とされ、引き続き取り組みの強 化を要望する。特に、以下を要望する。
 - ① 税関に対し、模倣品判別研修後に成果、実績の情報提供を依頼し

- たが、回答がない。押収情報の提供を要望する。
- ② 税関から企業に対し、模倣品押収の情報がどのように伝達されるか不明であり、伝達方法の明確化を要望する。

28 知的財産権保護の強化

- ・ 知的財産・産業財産管理に対して行政措置に不備があり、関連法令の 充実を望む。知的財産保護法は存在するものの、実質上、知財の行政 的保護措置が効力を発していない。<u>知財監督官庁IMPIが実際に行</u> 政措置を下すには時間がかかり過ぎる(2 年以上)。
- ・また、企業内において、<u>産業財産保護</u>に対して「製造に関する秘密の 暴露は、雇用主による正当な解雇措置の適用となる」との定義しかな く、また、裏づけとなる確実な物的証拠がない限り、実際に解雇措置 の適用対象とはならないため、実際の企業運営上、<u>会社運営・管理に</u> 関する情報の漏洩や暴露を防止することが困難である。

29 知的財産権保護の強化(意匠)

・ 権利期間の延長

他国とのハーモナイズの観点から、<u>意匠権の存続期間</u>を現行の15年から25年もしくは20年に延長するよう要望する。

・ 公開延期制度もしくは秘密意匠制度の導入

製品発表まで意匠出願が公開されない制度が必要である。日本では、 先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠 の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模 做を防止するため、意匠登録出願人が意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる 秘密意匠制度が設けられており、メキシコにおいても同様の制度導 入を要望する。

30 通関の改善

- ・ 豚肉の輸出は、主としてソノラ州のパッカーから陸送でエンセナダ港まで運搬し、船積みされる。この陸送の途中に3~4ヶ所の軍隊の検問所があり、パッカーで付けるサガルパのシールを破ってコンテナの中を検査することが多々あるため、ヘルスの書き換え(シール番号変更)をしなければならない。また、盗難の可能性もある(実際に盗難に遭っている)。
- ・ <u>麻薬対策ということは理解するが、サガルパのシールを破ってまで検</u> 査をされることは避けていただきたい。

31 通関の改善

<現状>

- ・ 通関に数日間を要する場合があり、通関コストが割高。
- ・ 機械シリアル番号の一字間違いなど通関書類上の転記ミスだけで密輸 と判断され、即課金される。

<考えられる理由>

・ 通関業への参入障壁が高く、無競争状態であること(通関業免許は個人に付与され、事実上それが世襲されているとのこと)。

32 | 治安の改善

- タクシーのサービスが悪く、危険。ホテルもしくは契約のタクシーを 使用せざるを得ない。
- ・ メキシコ中部のグアダラハラや北部のティファナには日系企業が進出

している。しかし、依然として輸送途上での荷抜きなど盗難事件などが多い。空港、港、陸上輸送といった部分で官民一体となった協力体制の構築が今後も必要である。

33 治安の改善

・ 麻薬対策強化の影響もあり、<u>治安が悪化傾向にある</u>。メキシコ政府も、 優先課題と位置づけ対策を実施しているが、改善が見られない。特に、<u>商</u> 品の強盗事故は多発傾向にあり、早急な対策が必要である。

34 公共輸送インフラ整備

・ 道路や鉄道システムの整備が不十分であり、輸送インフラの強化を望 す。

35 公共輸送インフラ整備

- ・ メキシコ発の貿易で活発な品目の一つにエンセナダの畜養マグロがある。
- 現在は水揚げ後にロサンゼルス国際空港まで陸送、空輸されており、 輸送日数がかかるため、鮮度の低下が懸念されている。
- ・ クロマグロの資源枯渇が言われる中で畜養産業はこれからも伸びて行くことが予想され、陸送も含めて交通インフラの整備が必要である。

36 トラック運送コストの削減

<現状>

・ 地上配送コストが割高

<考えられる理由>

100%外国資本での参入が認められていないため、競争原理が働きづらい。

37 | 空港サービスの改善

・ メキシコシティ空港の掲示板表示のタイミングが遅く、出発・到着(出迎え)の際混乱するケースがある。また、空港職員の接客教育の徹底を望む。

38 エネルギー価格の調整

- ・ 費用項目のうちエネルギー費用が最も高く、夏季の一定時間帯は通常 の5倍程度の高料金が設定されている。
- ・ また、この料金の高い時間帯は地域により異なっており、地域差の解 消や時間の短縮化を望む。

39 | 安全規格の見直しと他国認証の承認制度の導入

- ・ ビジネス環境整備委員会を通じた要望への取り組みに感謝しているが、メキシコ公式規格 (NOM: Normas Oficiales Mexicanas) は 10 年近く改定が行われておらず、安全規格の世界標準から遅れている。
- ・ <u>経済省基準局</u>の活動目標にはNOM改定が挙げられているが、依然として実施されておらず、また改定の検討が行われているのか自体、情報が発信されていない。進捗状況の情報開示を要望する。
- ・ <u>NOMの早期改定およびNOM改定検討の際の有識者会議への日本側</u> <u>の参画を要望する</u>。
- ・ また、2008 年 9 月のビジネス環境整備本会議においても要望したとおり、NOM改定と同時に、<u>認証機関(CB:Certification Body)スキーム(他国の試験機関で行った試験レポートによるNOM承認)の</u>早期導入を要望する。

40 | 電子機器の認証試験の国際相互認証(CBスキーム)の早期導入

・ メキシコの電子機器の規格に、NOM規格がある。このNOM規格を国際 規格に合わせるように変更した上で、CBスキームの導入を進める必要が ある。

41 連邦通信委員会 (COFETEL) による通信機器同等化認証手続きの迅速と 簡素化

• 同等化認証期間 45 日と決められているが、遅れることが多く、迅速化が 必要である。

5. その他

42 外貨建て負債の評価除外

- ・プロジェクト・ファイナンスのうち特に<u>インフラ事業</u>に関しては、海外投資家はメキシコの民活スキームの下、条件の有利な外貨建融資を導入することによって、メキシコの公共の利益に貢献している。契約も、外貨借入を前提とした<u>ドル建てのタリフ</u>になっており、<u>ペソ下落</u>による為替リスクは一応回避されている。
- ・他方、外貨借入の為替損益が所得税に与えるインパクトは回避できていない。多額の外貨建負債によって組成されるプロジェクト・ファイナンスにおいては、昨今の為替状況では劇的なインパクトを蒙る。為替損益のインパクトによって年ごとの税金支払額が大きく変動すると、年度の決算への影響があまりに大きく、キャッシュフロー上の問題としては現実にキャッシュショートを起こしうるほどの影響になる。さらには、旧来の法人税の支払いだけであれば、年ごとの凸凹はプロジェクトを通してみれば結局は均されるといえないでもなかったが、現行の企業単一税(IETU)(注釈参照)があるために、今期に為替差損の被害を大きく蒙っても来期には法人税減額という埋め合わせがされないまま、高く出たIETUを払わなければならない。
- ・ このように、<u>為替損益ー評価損益という大きな変動性・不確実性を投</u> 資家が負担しなければならないという事態が発生している。
- ・ 公共事業法、公的部門買収・リース・サービス法(LAASSP: LAW OF ACQUISITIONS, LEASES, AND SERVICES OF THE PUBLIC SECTOR)、鉄道法等が適用され、ドル建てタリフになっているインフラプロジェクト等の案件に対して、外貨建負債自体が評価対象外となるような特別処置(インセンティブ)が採択される余地はないか。

(補足説明)

- ・ メキシコのインフラ事業は、国営企業がオフテイカー (注釈参照) となっている案件が多く、また米ドル建の事業収入が保証されていることから、外国企業による米ドル建投資・米ドル建プロジェクト・ファイナンスの組成が可能となっている。
- ・しかしながら、法人税額計算に際し、外貨建負債をメキシコペソに換算し、換算損益を益金または損金認識することとなっており、<u>為替の変動に伴い毎年法人税支払額が変動するため、メキシコインフラ案件の最大の魅力である事業収益の安定性を損ねる結果となっている。</u>
- ・ また、2008 年にIETUという新税制が導入され、メキシコ法人は毎年法人税またはIETUのいずれか高い方を納税することとなった。 IETUはキャッシュフローに対する課税を原則としており、為替換算損益は益金・損金算入されないことから、ペソ高に推移した場合は

法人税負担が増加、一定以上ペソ安に推移した場合は法人税負担が軽減する一方でIETUの支払義務が発生、<u>結果的に為替変動によるデ</u>メリットだけを被るという状況になっている。

- ・ メキシコのインフラ事業への外資の参入が本格化した 2000 年以降は、 比較的為替相場が安定していたことからこの問題は大きな障害にはなっていなかったが、昨年秋以降為替の変動が大きくなったため、この 問題の影響も非常に大きくなっており、さらなる外資企業の参入やより競争力のあるタリフ提示に際しての障壁となっている。
- ・ ついては、<u>インフラ案件のように公共性の高い事業のために調達した</u> <u>外貨建て負債に対しては、税務上の為替換算の対象外とするような特</u> 例措置の設置を要望する。
 - *企業単一税:2008年1月1日より従来の資産税に代わって導入された。企業のキャッシュフローを課税ベースとし、税率は適用開始初年度が16.5%で、最終的には17.5%になる。企業は、利益を課税所得とする法人所得税(28%)と比較してどちらか高い方を納税する。
 - *オフテイカー(引取り手):プロジェクト・ファイナンスにおいて、事業会社が生み出すサービスを購入する者のこと。オフテイカーから事業会社に対するサービスの購入対価が、事業会社に対する融資の唯一の返済原資となることから、オフテイカーの信用力はプロファイスキームの信用性判断の重要な一要素となる。

43 | 韓国メキシコ戦略的経済補完協定(SECA)のフォロー

- ・ 韓国メキシコ戦略的経済補完協定の交渉の進捗状況が気になる。韓国 も米国向け生産拠点を意識しての交渉であり、少なくとも韓国とメキ シコの交渉内容より不利な条件がないことを確認する必要がある。
 - *SECA: 2006年2月、交渉開始、同年6月の第3回交渉を最後に中断。2007年8月、正式なFTAに格上げして交渉再開することに合意し、12月に交渉再開。

以上